

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正（エリアをまたがる TOICA 定期券の発売等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(適用範囲)	(適用範囲)
<p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第13号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、EXサービス運送約款の定めるところによります。</p>	<p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第12号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、EXサービス運送約款の定めるところによります。</p>
(中略)	(中略)
(用語の意義)	(用語の意義)
<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>	<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>
<p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p>	<p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p>
(中略)	(中略)
<p>(5) 「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第9号に規定するものをいいます。</p>	<p>(5) 「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第8号に規定するものをいいます。</p>
(中略)	(中略)
(約款等の変更)	(約款等の変更)
<p>第5条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、<u>予告なし</u>に変更されることがあります。</p>	<p>第5条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、変更されることがあります。</p>
(中略)	(中略)
(利用エリア)	(利用エリア)
<p>第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。</p>	<p>第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。</p>
<p>2 前項の定めにかかわらず、当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）のうち別表第1の2に定める他社線であって当該別表に定める接続駅において乗り継ぐ場合に限り、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。</p>	<p>2 前項の定めにかかわらず、当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）のうち別表第1の2に定める他社線であって当該別表に定める接続駅において乗り継ぐ場合に限り、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(制限又は停止)</p> <p>第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。</p> <p>(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止</p> <p>(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法又は乗車する列車等の制限</p> <p>2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。</p> <p>3 本条に基づくサービスの制限又は停止に<u>対し</u>、当社はその<u>責め</u>を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(当社の免責事項)</p> <p>第26条の2 紛失したEX-ICカード(TOICA機能付き)の使用停止措置が完了するまでの間に当該EX-ICカード(TOICA機能付き)の払いもどしやSFの使用等<u>で生じた旅客の損害額については</u>、当社はその<u>責め</u>を負いません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICA定期券への変更)</p> <p>第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、TOICAのSF残額及びデポジットを引き継いでTOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)からTOICA定期券への変更をすることはできません。</p> <p>2 TOICAからTOICA定期券への変更の申し出があったときは、第32条第1項各号に定める定期乗車券を発売します。<u>この場合、定期乗車券の当</u></p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(制限又は停止)</p> <p>第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。</p> <p>(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止</p> <p>(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法又は乗車する列車等の制限</p> <p>2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。</p> <p>3 本条に基づくサービスの制限又は停止に<u>より</u>、<u>旅客に損害が生じた場合</u>、当社は、<u>当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。</u><u>当社に過失(重過失を除きます。)がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(当社の免責事項)</p> <p>第26条の2 紛失したEX-ICカード(TOICA機能付き)の使用停止措置が完了するまでの間に当該EX-ICカード(TOICA機能付き)の払いもどしやSFの使用等<u>により</u>、<u>旅客に損害が生じた場合</u>、当社は、<u>当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。</u><u>当社に過失(重過失を除きます。)がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICA定期券への変更)</p> <p>第31条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、TOICAのSF残額及びデポジットを引き継いでTOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)からTOICA定期券への変更をすることはできません。</p> <p>2 TOICAからTOICA定期券への変更の申し出があったときは、第32条第1項各号に定める定期乗車券を発売します。</p>

現行	改正
<p><u>社線の経路及び区間は利用エリア内に限ります。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3章 TOICA定期券 (TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p>(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券 (2) 連絡規則第24条に規定する通勤定期乗車券 (3) 旅客規則第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。) (4) 連絡規則第25条に規定する通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</p> <p><u>2 前項により発売する定期乗車券の当社線の経路及び区間は利用エリア内に限ります。また、前項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち、名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)及び愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものに限ります。</u></p> <p><u>3 小児用のTOICA定期券の購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICA定期券を発売します。</u></p> <p><u>4 前各項の規定にかかわらず、定期乗車券の機能をもつEX-ICカード(TOICA機能付き)は発行しません。</u></p> <p><u>5 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、性別及び</u></p>	<p>(中略)</p> <p>第3章 TOICA定期券 (TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p>(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券 (2) 連絡規則第24条に規定する通勤定期乗車券 (3) 旅客規則第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。) (4) 連絡規則第25条に規定する通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</p> <p><u>2 前項により、他の旅客鉄道会社線にまたがるTOICA定期券を発売する場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内の駅を2以上含み、かつ東日本旅客鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社(ただし、西日本旅客鉄道株式会社においては身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)の旅客鉄道会社線発、着又は通過となるものに限ります。</u></p> <p><u>3 第1項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち、名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、<u>小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの又は伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの</u>に限ります。</u></p> <p><u>4 小児用のTOICA定期券の購入の申し出があったときは、使用者の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)までの間使用することができるICカードを媒体として、小児用TOICA定期券を発売します。</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、定期乗車券の機能をもつEX-ICカード(TOICA機能付き)は発行しません。</u></p> <p><u>6 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、性別及び</u></p>

現行	改正
<p>その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければなりません。</p> <p><u>6</u> 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをTOICA定期券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p> <p><u>7</u> 第1項及び第31条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条の規定を準用することがあります。</p> <p>(TOICA定期券のSFの減額)</p> <p>第33条 TOICA定期券の券面に表示された有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間の普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあっては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券による新幹線乗車)</p>	<p>その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日、性別を証明しなければなりません。</p> <p><u>7</u> 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これをTOICA定期券の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p> <p><u>8</u> 第1項から第3項又は前条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条又は<u>連絡規則第26条</u>の規定を準用することがあります。<u>ただし、当社線の区間及び他の旅客鉄道会社線の区間の運賃計算キロの合計が300キロメートル以内のものに限ります。</u></p> <p><u>9 第1項の定めにかかわらず、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を搭載したTOICA定期券のうち、米原駅を発駅又は着駅とするものは、発売しません。</u></p> <p><u>10 第1項から第3項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたTOICA定期券を発売することがあります。</u></p> <p>(TOICA定期券のSFの減額)</p> <p>第33条 TOICA定期券の券面に表示された有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間の普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあっては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあっては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。<u>ただし、前条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券(愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。)で券面表示区間外を乗車する場合で、入場又は出場が利用エリア外となる場合は除きます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券による新幹線乗車)</p>

現行		改正	
<p>第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間を含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道1回乗車（2個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。）する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。</p>		<p>第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間を含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道1回乗車（2個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。）する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機（新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。）による改札を受けなければなりません。</p>	
(1)	東海道本線三島・名古屋間の 新幹線停車駅相互間	当該TOICA定期券の券面 表示区間内の新幹線停車駅各 駅相互間	(1) 東海道本線東京・神戸間の新 幹線停車駅相互間
			(2) <u>山陽本線神戸・福山間の新幹 線停車駅相互間</u>
			(3) <u>東海道本線品川・横浜線新横 浜間（東神奈川経由）</u>
			(4) <u>横浜線新横浜・東海道本線小 田原間（東神奈川経由）</u>
(2)	東海道本線三島・富士間	東海道本線（新幹線）三島・新 富士間	(5) 東海道本線三島・富士間
(3)	東海道本線富士・静岡間	東海道本線（新幹線）新富士・ 静岡間	(6) 東海道本線富士・静岡間
(4)	東海道本線名古屋・岐阜間	東海道本線（新幹線）名古屋・ 岐阜羽島間	(7) 東海道本線名古屋・岐阜間
			(8) <u>東海道本線岐阜・米原間</u>
			(9) <u>東海道本線新大阪・神戸間</u>

現行	改正
<p>(注) 券面表示区間内であっても、新幹線停車駅各駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線の特別急行列車には乗車できません。</p> <p>(中略)</p> <p>(当社の免責事項)</p> <p>第39条 紛失したTOICA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該TOICA定期券の払いもどしやSFの使用等<u>で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げ</p>	<p>(10) <u>山陽本線神戸・西明石間</u> <u>山陽本線（新幹線）新神戸・西明石間</u></p> <p>(11) <u>山陽本線福山・尾道間</u> <u>山陽本線（新幹線）福山・新尾道間</u></p> <p>(注1) 券面表示区間内であっても、新幹線停車駅各駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線の特別急行列車には乗車できません。</p> <p><u>(注2) 東海道本線小田原以遠（早川方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅との相互間を券面表示区間とするTOICA定期券にて、東海道本線（新幹線）新横浜において乗車又は降車することができます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(当社の免責事項)</p> <p>第39条 紛失したTOICA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該TOICA定期券の払いもどしやSFの使用等<u>により、旅客に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失があった場合を除き、当該損害についてその責任を負いません。当社に過失（重過失を除きます。）がある場合、当社は、旅客に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げ</p>

現行	改正
<p>て10円単位とした額。以下本条において同じ。)を払いもどします。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSF残額を払いもどします。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法)</p> <p>第45条の2 利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、第7条第2項の規定により乗車する場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃等に割引を適用するICカード乗車券は、当社線内において乗車等の取扱いを行いません。</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第26条まで、第29条、第30条、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第37条第1項、第39条、第42条、第43条第1項、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い)</p>	<p>て10円単位とした額。以下本条において同じ。)を払いもどします。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSF残額を払いもどします。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法)</p> <p>第45条の2 利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、第7条第2項又は第3項の規定により乗車する場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券は、当社線内において乗車等の取扱いを行いません。</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第26条まで、第29条、第30条、第33条、第34条第1項、第35条、第35条の2、第36条、第37条第1項、第39条、第42条、第43条第1項、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い)</p>

現行	改正																																								
<p>第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いができません。</p> <p>(1) 第32条第6項に定める記名人の氏名等の変更 (中略)</p> <p>別表第1 (第7条第1項) 利用エリア</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">線区名</th> <th style="text-align: center;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道本線</td> <td>函南・醒ヶ井間</td> </tr> <tr> <td>御殿場線</td> <td>下曾我・沼津間</td> </tr> <tr> <td>身延線</td> <td>富士・西富士宮間</td> </tr> <tr> <td>飯田線</td> <td>豊橋・豊川間</td> </tr> <tr> <td>武豊線</td> <td>大府・武豊間</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>中津川・金山間</td> </tr> <tr> <td>太多線</td> <td>多治見・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>高山本線</td> <td>岐阜・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋・亀山間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新幹線は利用できません。ただし、第35条の2に定める場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第3 (第31条) 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表第4 (第35条の2) TOICA定期券のSFから減額する新幹線自由席特急料金 (略)</p> <p>(以下略)</p>	線区名	区間	東海道本線	函南・醒ヶ井間	御殿場線	下曾我・沼津間	身延線	富士・西富士宮間	飯田線	豊橋・豊川間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	関西本線	名古屋・亀山間	<p>第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いができません。</p> <p>(1) 第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更 (中略)</p> <p>別表第1 (第7条第1項) 利用エリア</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">線区名</th> <th style="text-align: center;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道本線</td> <td>熱海・米原間</td> </tr> <tr> <td>御殿場線</td> <td>国府津・沼津間</td> </tr> <tr> <td>身延線</td> <td>富士・西富士宮間</td> </tr> <tr> <td>飯田線</td> <td>豊橋・豊川間</td> </tr> <tr> <td>武豊線</td> <td>大府・武豊間</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>中津川・金山間</td> </tr> <tr> <td>太多線</td> <td>多治見・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>高山本線</td> <td>岐阜・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋・亀山間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 新幹線は利用できません。ただし、第35条の2に定める場合を除きます。</p> <p>(中略)</p> <p>別表第3 (第31条) 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書 (別途参照)</p> <p>(中略)</p> <p>別表第4 (第35条の2) TOICA定期券のSFから減額する新幹線自由席特急料金 (別途参照)</p> <p>(以下略)</p>	線区名	区間	東海道本線	熱海・米原間	御殿場線	国府津・沼津間	身延線	富士・西富士宮間	飯田線	豊橋・豊川間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	関西本線	名古屋・亀山間
線区名	区間																																								
東海道本線	函南・醒ヶ井間																																								
御殿場線	下曾我・沼津間																																								
身延線	富士・西富士宮間																																								
飯田線	豊橋・豊川間																																								
武豊線	大府・武豊間																																								
中央本線	中津川・金山間																																								
太多線	多治見・美濃太田間																																								
高山本線	岐阜・美濃太田間																																								
関西本線	名古屋・亀山間																																								
線区名	区間																																								
東海道本線	熱海・米原間																																								
御殿場線	国府津・沼津間																																								
身延線	富士・西富士宮間																																								
飯田線	豊橋・豊川間																																								
武豊線	大府・武豊間																																								
中央本線	中津川・金山間																																								
太多線	多治見・美濃太田間																																								
高山本線	岐阜・美濃太田間																																								
関西本線	名古屋・亀山間																																								

附則

この通達は、令和3年3月13日から施行する。

別表第3（第31条） 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

TOICA定期券を希望する・しない		<small>※お手持ちのTOICA又はTOICA定期券がある場合は、あわせてご提出ください。 ※初めてTOICA定期券をご購入の際は、デビット(預かり金)500円が必要です。</small>			
お名前 <small>※お名前は、漢字とカタカナの両方を記入して下さい。</small> カナ 男女 様 才		ご利用区間 駅 (駅間 経由)	使用開始日 年 月 日	有効期間 1・3・6 箇月	種 類 通勤・通学・グリーン・フレックス・フレックスバル・山手線均一 新規・継続

※TOICA定期券を希望されないお客様は、★の欄の記入は不要です。

★生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	支払方法	現金・クレジットカード
電話番号	— — <small>※拾得時の連絡をご希望の場合は連絡先をご記入ください。</small>	★定期券有効期間外における カード残額の利用	可・否 <small>「可」→乗車区間の運賃を減額します。 「否」→定期券期間外は改札機を通れません。</small>
学校名	<small>※通学定期券又はフレックスバルをお求めの際は、学校名を必ずご記入ください。</small> このわく内には記入しないでください。 区 分 (義務教育・高等課程・普通職業訓練) 証明番号 ()		

※ご記入いただいた個人情報、お申込内容の確認、紛失またはSF（ストアードフェアカード）機能によりTOICA乗車券に記録される金融的価値)のご利用などに伴いご連絡が必要な場合に利用いたします。(TOICA定期券の場合、紛失乗車券発行時に、当社及びTOICA定期券を発売する他社でご本人確認や必要な連絡をさせていただくために利用いたします。)

70×154 上70kg

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

